## 情報公開制度における手数料の導入についての意見書

氏名	名古屋市民オンブズマン 代表 新海聡
住所	〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-7-9-2-303

## 意見要旨

意見の趣旨:請求手数料、開示手数料いずれにも反対する。

意見の理由:豊田市の手数料設定案は以下の通りである。

- ①請求手数料として、一律200円を徴収する。
- ②開示手数料として、10 円/枚を徴収する (ただし、100 枚までは徴収しない)。
- ①の導入により、豊田市の情報公開条例に対する考え方を転換させること 豊田市情報公開条例は冒頭の1条で「市民の知る権利を尊重し、公文書 の開示を請求する権利を保障するとともに、公文書の開示等に関し必要な事 項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、もって市民 の理解と批判の下に公正で透明な市政を実現し、市民の市政への参加の促 進に資することを目的とする。」と述べている。開示請求権が憲法21条に基 づく知る権利に基づくことを直接宣言したものではないにしても、情報公開請求 の制度は民主主義の根幹をなす知る権利を尊重するために設けられたもので あり、これは行政の市民に対する説明責任を実現するためのものであることを 法的義務として宣言している。

一方、「受益者負担」の考え方は、行政が特定の市民に特別なサービスを行った場合に、サービスを受けた者とサービスを受けない一般市民との間の不公平を是正することを目的としたもので、サービス実施に要した費用を、サービスを受けた者に負担させようとする考え方を基礎とする。しかしながら、条例に基づく情報公開請求に

基づいて、行政の説明責任を問う市民の行為が、行政に特別のサービスの提供を求めることにはならないことは、条例上も、憲法 2 1 条の趣旨からも明らかだ。そもそも受益者負担と情報公開の制度は、本来両立しない。

にもかかわらず、あえて豊田市が情報公開請求に受益者負担を持ち出すことは、結果的に行政の市民に対する説明責任を否定することを意味する。これは豊田市の情報公開制度を広報に変質させる点で、実際の運用にも市当局が説明責任を負う結果が想定される情報の不開示など、不開示情報の拡大をもたらす根拠となるのであって、到底是認されない。

## 手数料設定案は情報公開の後退に他ならないこと

理論的な問題のみならず、骨子案①の手数料が、これまでの豊田市の情報公開制度を運用においても後退させることは明らかである。開示手数料の単位となる「公文書1件」の数え方はこのパブリックコメント資料をみるかぎり不明だが、仮に「一件」を開示対象文書の標目毎にカウントした場合には、膨大な費用の負担を請求者に強いることになる。全国市民オンブズマン連絡会議が行った情報公開度ランキングでは、開示手数料を徴収する条例を制定している自治体を失格とした。開示手数料を徴収する根拠については、大量請求によって職員の仕事量が増大するなどを理由に挙げる自治体がほとんどであるが、政務活動費の領収証など、適切な税金の使途を監視するために大量請求が必要になることは珍しくない。請求手数料の徴収は、行政監視を後退させる結果になることは明らかである。

付言すれば、豊田市の情報公開制度の後退は、情報公開制度の民主主義 政治への重要性について首長、議員の間で十分な理解がなされていないこと を意味すると考えざるを得ない。そしてその原因として、第二期安倍政権以 降、国は政権に都合の良い情報の広報にすぎないものを「国民への情報公 開」と意図的に誤用する一方で、重大な説明責任発生の根拠となる文書の 破棄、改ざんを行ってきたことが次々に明らかになったことを指摘しなければなら ない。こうした国の情報公開制度への敵対的姿勢は、情報公開制度に対す る信頼を害し、それまでの地方公共団体における情報公開制度への真面目 な取組を否定し、説明責任に対する豊田市長や議員の意欲の後退を蔓延 せ、これに豊田市が呼応したと考えざるを得ないのである。

手数料設定案を撤回することこそ、行政に対する信頼を獲得することにつながることを、豊田市長においてご理解いただきたい。

## ※行が足りない場合、裏面をご利用ください

【提出方法】 氏名及び住所をご記入の上、下記のいずれかの方法でご提出ください。

- ●直接持込み 法務課(豊田市西町 3-60)
- ●郵送 〒471-8501 豊田市西町 3-60 豊田市役所南庁舎 3 階
- ●ファックス 0565-33-2221 (法務課宛て)
- Eメール houmu@city.toyota.aichi.jp